



長運整第 44 号の 3
令和 2 年 4 月 8 日

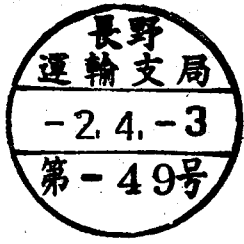
自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



特定整備記録簿の記載要領について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し(令和 2 年 3 月 30 日
付け北信技整第 203 号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第203号
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

特定整備記録簿の記載要領について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第278号）のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者を指導されたい。



自整第 278 号
令和 2 年 2 月 6 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

特定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっている。

従来から、特定整備記録簿の記載については、自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）を参考にして記載するよう指導してきたところであるが、一般の改正により、自動車特定整備事業者が他の自動車特定整備事業者へ電子制御装置整備の作業を外注する場合及び事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所でエーミング作業を実施することが認められることとなったため、これらについて、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成 14 年 7 月 1 日付け国自整第 63 号）によるほか、別紙のとおり特定整備記録簿の記載要領を定めたので、今後は本要領に基づき特定整備事業者を指導されたい。

本要領については、別添のとおり関係団体あて通知していることを申し添える。

特定整備記録簿の記載要領

1. 自動車特定整備事業者が電子制御装置整備の作業を外注する場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 電子制御装置整備の一部を構内外注（「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」令和2年2月6日付け、国自整第279号で規定するものをいう。）した場合には、特定整備の概要に構内外注した作業がわかるように記載すること。

(記載例)

⊗ガラス（内）、レーダー Ⓐエーミング

※ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

(2) 電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注（「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」で規定するものをいう。以下同じ。）した場合、外注元の特定整備記録簿には、外注した作業がわかるように記載すること。

(記載例)

外注元の特定整備記録簿：⊗レーダー エーミング（外）

外注先の特定整備記録簿：Ⓐエーミング

※レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

なお、外注先の特定整備事業者は、自らが行った作業を特定整備記録簿に記録したうえ、外注元の特定整備事業者を経由するなどしてその写しを自動車の使用者に交付するとともに、道路運送車両法に基づき、当該記録簿をその記載の日から2年間保存しなければならない。

(3) 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合、外注元の特定整備事業者は特定整備記録簿に記載しないこと。

なお、外注先の特定整備事業者は行った全部の作業を特定整備記録簿に記録したうえ、外注元の特定整備事業者を経由するなどしてその写しを自動車の使用者に交付し、道路運送車両法に基づき、当該記録簿をその記載の日から2年間保存しなければならない。

2. 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合には、当該作業を実施した場所を記載する。なお、この場合、エーミング作業については、天候及びエーミング作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行っ

た理由を特定整備記録簿に記載すること。

(記載例)

④エーミング（電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過）

※入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

(記載例)

⊗バンパ（〇〇板金工場）

※離れの作業場（〇〇板金工場）でバンパ交換を行った場合

国自整第278号の2
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本要領に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。